

批評・紹介

九品官人法の研究 科擧前史

宮崎市定 著

一九五六年三月 東洋史研究叢刊之一 東洋史研究會

本文五八一頁 圖表四二 制度史用語索引二八頁 千百圓

一昨年秋、京大の東洋史談話會大會で「九品官人法について」という發表を行い、聴く者を驚倒させた宮崎博士は、この度その論の詳細を頭記の大冊に纏めて、學界の待望に應えられた。さきの博士の研究發表の際、そのあまりにも明快な論旨の展開に、私は一種の疑慮をさえ覺えたのであったが、一讀を終えたいま、その疑念はあとかたもなく消え去つてゐる。これは大變な勞作である。一時の思いつきや、公式の借用から生れた作品では斷じてない。私は讚歎の念のわき起るのを抑え切れぬまゝに、本誌の編輯子の需めに應じて、紹介の筆をとつた。まず、本書を篇を追うて、その要旨を紹介してゆきたい。紙幅の都合もあつて、一々の考證の細部に亘ることはできないが、本書の體系だけはなるべく詳しく取次いでゆきたいと思う。

第一編、緒論―漢より唐へ―。著者は本書において、三國魏以後、隋代に至るまで中國に行われた九品官人法なる貴族的選舉制度を紹介し、同時にこの制度を通じて當時の社會を見、また當時の社會からこの制度を見直そうとするのであるが、九品官人法の出現は漢代の秀才孝廉制の中にひそむ選舉の門閥化傾向より説くべきであり、この法の完全な終末は唐代官僚制の中に舊貴族制の長所が全く吸収

されたときにあるという考え方から、對象とする時代を漢―唐の間に擴げている。第一編は漢唐の間の歴史・社會・文化の推移―に關する通史であるが、その中には後段の本論の要點がほとんど網羅されてゐる。したがつてこの編は本書の緒論であると同時に結論でもあるといえる。

第二編、本論。第一章、漢代制度一斑。漢の官制は中央は三公・九卿を官長とし、地方は郡太守を官長として、官長の絕對權力の下に政治が行われた。官長の個人的行動が極めて自由で、上下統屬の形が發達してゐない點は官僚制の未成熟さを示してゐた。漢代の仕官の道には一種の特權階級の優位が認められていた。良家の子・父兄の任・入賞・學問等の條件によつて、初めから三百石の郎となることである。郎には文・武の別があるが、文官郎(いわゆる三署郎)は官僚豫備員として、縣令等の將來が約束されてゐた。富人階級がいわば士の階級で郎として出仕するのに對して、庶民は少吏より登り、たかだか二百石の尙書令史までしか進めない。士庶の斷層は早くも漢制に看取される。ところで後漢になると、文官郎(三署郎)は郡國の太守の推擧に係る孝廉となつて補せられることが多くなる。これは一見公平な人事のようであるが、實は孝廉とされる人は、郡太守が自ら召した掾史・參佐と稱せられる屬僚で、概ね郡縣の豪家の出身であつた。代々郡の掾史を占める右族は冠蓋・冠冕とよばれ、地方にはその番付さえできるところもあつた。著者は漢代官僚制に内在する貴族制の要素をかくの如く剔抉して、當面の九品官人法問題に進むのである。

第二章、魏晉の九品官人法。魏の延興元年、尙書陳群の建議によつて九品中正制度が設けられ、地方郡國の中正のつけた郷品によつ

て、政府が官を任命するにいたったことは岡崎・宮川諸氏のすぐれた研究によって明かである。しかるに著者は敢えて九品中正の語を避けて「九品官人法」の語を用いた。これは陳群傳や通典の原文に戻るといふだけのことでなく、むしろ郷品九品と、魏に始まる官品九品との間に不可分の関係があるとする著者の確信にもとづくものに外ならない。

さて本章における著者の見解を、九品官人法の成立・その内容及びその法の變化という三つの部分に分けて紹介しよう。著者はこの法の成立に關しては次のような獨得の考えをもっている。すなわち後漢の末、曹魏の政權は後漢王室と並んで獨自の小朝廷をもっていた。そして後漢の官僚を自分の方に吸収する必要から魏の尺度で資格審査を行った。その審査のために郡國の本地人より中正をおいた。この時、その任を郡太守に授けなかったのは、太守自身も審査の対象とされたからである。

さて魏晉の郡國中正は郡國の推薦の下に司徒から任命される。中正には中央官の領帯が多かつたが、專官もまた存し、清定・訪問を使って任官者・未官者の評判をさぐる。かくて決定された郷品が品第を受けた人の初任官（起家官）の品級を決定する。著者は一〇七—一一〇頁において、郷品と起家官との對比を試み、「要するに郷品よりも起家の官は四等宛を下けているので、起家の官より四等昇進した時にその官品と郷品とのナンバーが一致するように原則が定められて」（一一〇頁）あることを發見し、逆に「ある人の傳記について、その起家の官品を知れば、今度はその郷品の等級をもある程度推測することができる筈である」（同）という結論に到達している。まことに前人の思いも及ばなかつた卓説である。

ところで九品官人法の下で、從來の秀孝制度はどうなつたらうか。著者はその點について周到な解答を用意している。すなわち秀孝は州から擧げられ、中央で策問され、三等の成績を與えられ、その成績によつて夫々二・三・四品を與えられる。しかし實際は郷品四品（八品起家）が大半であつた。次に孝廉は郡から擧げられ中央で經義を問われたのち、三等の郷品を與えられたが大半は八品起家であつた。秀孝の外に臨時に人才を求めると制科もあり、賢良・方正・直言等の科があつた。賢良の起家は六・七・八品であつた。その外に寒素科というものがあつてこれは郷品二品に限られ、太學の學生に對する試經の制もあつてこれは最低郷品四品であつた。秀孝の推舉者はむしろ州郡の刺史太守であるが中正はその顧問となつた。要するに漢以來の秀孝や制科の制は、九品官人法のしくみの中に編入されたといつてよい。しかし、問題はこれら賢才登用の制度が、次第に衰退していったということにある。著者の説明によれば、(イ)高い郷品を受けうる勢家の子弟が、試験を受けて却つて低い郷品を與えられるという危険をさける傾向にあつたこと、(ロ)秀才の如き採點の相場がいつしか郷品四品に固定し、試験の存在が無意味になつたこと、(ハ)魏においては中央に顯貴な地位を占めた者が中央に居坐つて地方からの賢才の進出を阻もうとしたこと、(ニ)州中正の成立が、いよいよ中央官僚の優位を保證したことが、その主なる原因であるといふ。九品官人法はもと人才本位のものではあつたが、いざ實施してみると、それは當初の目的とは異なる方向に變化していった。著者はその變貌を數條に亘つて説明する。第一は州中正の成立問題である。通典卷一四夾注によると、魏は州郡縣に大小中正をおいたと書かれてゐる。これに對し、著者は縣中正の出現は北朝以後にありとしてこ

れを否定するが、州中正については、それが魏の末期に設けられたことを認め、その事實の中に、中正の性格の本質的變化を指摘している。いつたい州は地方行政上の區劃ではなく、州の刺史は臨時の督察官である。しかるに後漢頃から州が行政單位と化し、刺史が常置の長官と化す傾向が著しくなった。州大中正（州都・州の都大中正）の設置はこの事實を反映するものであるが、州本來の性格からみて州大中正は輿論の總合より、郡中正監督者たる立場をもち易い。州中正の任命も、州人の推舉を俟たず、中央大官の間でこれを決する。かくて州中正は中央の意を代辨して州中正の任免にまで干渉し、これが郡國に反映して、郡大中正が小中正の身分をも決定し始めた。かくて郡中正はいつしか「司徒—州大中正—郡大中正—郡小中正」という統屬關係の中の一環となり果て、その郷品に當つても本來の賢才主義を離れて中央高官の意を迎え、官資を計つて品を定めるにいたつたという。第二は司徒系統の中正が吏部尙書に壓倒されたことである。中正は官吏の起家官と窮極の官の幅を決定するが、官吏の考課を司るのは尙書であつたので、次第に尙書から邪魔物扱ひされるにいたつた。晋代に封建制が採用されて、國封ある者の特別起家の制が出来る時、中正の無力化は一層著しくなる。有爵者の子孫に對しての中正の郷品は極めて甘くならざるをえなかつた。第三に著者は、九品官品制の内部に清官・寒官（濁官）の考えが生れたことを指摘する。同じ六品官に例をとつて考えた場合、その六品官の中にも、郷品二品の人が起家の官として就くものと、郷品九品の人か昇進の結果辿りつく官とがある。それと共に時の政府の政策のいかんによっては要職と閑職との區別も成立つ。このような事情が重なつて、清官・濁官の區別が出来、人々は官品の高さを競う外に、

清官を求めて競い合うようになった。官の清濁を論ずることは、やがて貴族主義に轉すべき性質のものであつた。

第三章、南朝における流品の發達。著者はこの章で東晋の南方政權樹立から宋齊時代にかけての諸問題を取扱う。著者の見解によれば、九品官人法なる制度はまさ魏において一つの頂點に達し、次いで梁の武帝時代にいたつて制度上の大變革を示した。この章における著者の筆は、魏晋から梁にかけてのこの制度の動態を描寫することに向けられている。その動態として指摘される一つは前代以來の清濁官の區別という問題である。魏晋以降、尙書系統の人事權掌握が強くなると、特定の官所もなく、官人の履歴書の持ち合せもない中正の權力は後退せざるをえない。中正は中央政府人事への介入權を奪われ、やがて州郡の屬僚化して、州郡屬僚編成の顧問格となり、中正本來の才德主義を押しやつて、郷品のインフレーションを起させた。東晋以降、門閥の郷品といへば殆んど一律に二品ときまつてしまつたので、貴族はもはや郷品の高下を問はず、むしろいかなる清官から起家し、いかなる清要官をかちえてゆくかを競うにいたつた。起家官としては秘書郎・著作佐郎が特にマークされた。西魏末劉頌の設けた九班制は、清濁官發生後の選轉のしかたを體系づけたものと見なされ、梁武十八班制の來源をなした。人々の要求する清要官は自然その官の品位も高まり、官位の上に多少の變改が必要とされてくる。また一人でも多くの貴族を清要官に就けるために或いは冗散官が設けられたが、また一方官吏の轉任が頻繁となり、そこに實際の仕事の負擔者としての令史等の下級官吏の擡頭も見られた。この時代の動態の二つは、士庶別の起りである。著者はこの時代の

官人を士・寒士・勳位の三つのグループに截然と区分した。士とは郷品二品の人々で、この家の人々は非類（庶人）とは婚姻を通ぜず、教育上・役制上・仕官上の特権を享受した。この特権階級に對して郷品三―五品をえた者は、法制上、寒士・寒門という階級を占めた。かれらは公府舍人等より起家し、理論的には郷品三品なら三品官まで進みうる筈であるのに、事實は郷品二品の人々に官位を置食されて、たかだか六品にしか進めなくなった。次に郷品六品以下であるが、これは郷品五品との間に強い斷層線があった。中正が郷品六品以下を査定するのは、一般庶民が各衙門の職吏・散吏等を長くやって、漸く最後に下級の品官をかちえようとするときか、これまでに士の位にあつた郷品五品以上の者が、何らかの事情で士庶別線の下に陥落する時であつたらしい。さて南朝宋代において貴族制が發達した結果、いわゆる流外官を長くやって漸く品官に辿りついた人の就くべき官位が固定し、六品以下の片隅に特種區域を形成する。これが勳位・勳品（二等―六等）であるが、勳位はやがて世襲的傾向を生み、いわゆる吏姓・吏門の成立を促してゆく。そしてこれがのちの胥吏に連つてゆくのであつた。

動態の三つは軍府の成立である。初め西晋の州刺史が都督を兼ねてから、軍治・民政の混同が起つたが、東晋後、州の上に都督府が成立し、地方には一人を以て將軍府・都督府並に刺史としての僚屬を率いる巨大な勢力者が蟠據し初めた。都督府僚佐（長史・司馬・參軍）等の地位も時と共に向上し、また從來は品官でなかつた州刺史の僚屬が、軍府官との人事交流の必要上、一定の官品をもつようになつた。初め州の僚屬に辟されることは起家といわなかつたが、のちにはそれも起家といわれるようになり、またなまじの公府掾屬

になる位なら有力な府の屬官になろうという人も出て來た。本篇の最後に著書は重ねてこの時代の寒官の發達に言及し、中央官衙ことに尚書省の令史・天子側近の中書舍人・地方府州の典籤等が貴族主義の裏づけとして發達したことを強調し、天子―舍人省―尚書―府州を貫く一連の政治體制が形成されたことを指摘する。著者がこれを強調する所以は、この時代における官僚制の整備をのべるためではなく、むしろ天子の私人による一部の政權の成立がいかに危険をはらむものであるかを、次章の伏線とするに外ならないのである。なお著者が、この頃の將軍號の濫發についてのべている點も、後世の武散官の起原として注目されねばならぬ。

第四章、梁陳時代の新傾向。梁の武帝は天監二年及び七年において官制の改革を行つた。著者はこの章において、主として天監七年の改革を詳説する。すなわち梁武の改革においては第一に從來の郷品二品（六品）以上の流内官が九品（夫々正從あり）に再分割され、その正一品を十八班とし、從九品を一班とする十八班の官位序列が定められた。それはかの西晋の劉頌の九班制を踏襲するものであるが、梁武十八班制においては、尚書系統の昇格が著しく、清官を以て各班の筆頭とすることが注目される。次に「位不登二品者」七班（流外七班）の制が設けられた。いうまでもなく寒士起家官の制でありここに屬するのは大半が府の僚屬であつた。七班の別はおそらく齊の七職に源を發する。もつとも宗室將軍王府の僚屬や、諸王國國官の昇進の實例に徴すると、流内・流外の別は絶對的な線ではなかつた。最後に流外七班と並行的に三品繡位・三品勳位が設けられた。これは庶人が士人と別に辿るべきコースに外ならない。梁武には右と全く別に將軍號における流内十品二十四班百二十五號・流外八班

十四號を定めたが、これ亦、前代の將軍號濫發の結果を制度化したにちがいない。

武帝の改革は、宋齊以來の流品思想をそのまゝ、受容したもので、南朝貴族主義を制度的に體系づけたものに外ならぬ。この制度は殆んどそのまゝ、次の陳にも受けつがれたのである。それではこれは單にこれまでの貴族主義の集積に終るものであつたらうか。この點について著者は巧みに梁陳時代における官僚主義の新傾向を發見している。著者によれば梁武は、門地低き者も貴族的教養さえあれば登用するという態度を示したという點において、新たな貴族主義の提唱者であつた。甲族・寒門一律三十歲起家の制（のち間もなく二十五歲となつたが）の採用も、梁武が貴族優位の無條件的な保護者でなかつたことを物語る。梁武の學校制度には、寒門の子弟のための五館と、貴族の子弟のための國子學があつて、前者には定期試験の制度がなく、後者には試験採點における資格差重視という點で、貴族優位の傾向は蔽うべくもなかつたが、しかしその反面、梁武が試験制度を通じて、ともかくも寒門に對しては起家のチャンスを与へ、貴族の子弟に對しては起家の年齢を引下げることを條件としてかれらを試験制度の方向に導いていったことは重要である。この論は、著者が、次の陳代における任子制度の擴大と確認の事實に對して、これは成上り者である高官の權利を確保するものであつて、明かに貴族制度とは矛盾すると述べていることと並べて、そのダイナミックな歴史把握の態度を遺憾なく示している。

第五章、北朝の官制と選舉制度。本章の内容は、これを北魏時代における貴族制度形成・北齊北周時代における貴族制度の變貌・隋代における貴族制度の崩壞という三つの部分に分けて紹介するのが

當を得ていると思う。

まず北魏時代であるが、そこでは道武帝の部族解體以後、天子・北族・漢人が夫々に希求するところの官僚制・封建制・貴族制の三つが、どう成熟していったか、そしてこの三つの制度が互いにどうからみ合つて行つたかが問題とされている。北魏官制發達史上、最も注目すべきものはかの孝文帝の太和十七年・十九年・二十三年の三次に亘る官制改革であつた。著者はこの前・中・後の三令（中令と後令の内容は相近いが）が年代的には互いに距ること遠くないにも拘らず、内容的には非常に大きな差異があることを指摘することによつて北魏の官制も貴族制度の形成に向つて動いていることを明らかにする。すなわち前令においては殆んど魏晉の九品制が採用されていたが、その後、宋文帝の子劉昶や齊の王肅の到來によつて、北魏の官制にも南朝の士人九品制並に流外七等の制が移入された。特に流外七等の制は齊の七職より考案されたものであつた。もちろん南朝のような流外の中に更に勲品を設けて、寒士寒人を區別するような細かい操作は行われてなかつたし、流外官と雖も、長期の仕官や勲功・入粟等の理由で流内に進む道も開けてはいたが、しかし流外職人が清官に就くことは不可能とされ、官制の中に清濁の區別が立てられていた點で、貴族化の方向を辿つていたことは疑いなくつた。

このような官品制に對應して、注目されるのは孝文帝太和二十年における資格差の決定、すなわち氏族詳定である。孝文帝はこの時を期して漢人四姓の特權的地位を承認すると共に、北人氏族をこれら四姓に對比せしめ、北人社會に氏族なる士族階級を設定した。この氏族詳定が直ちに選舉格となつたのであるが、孝文帝の時には姓

族評定の必要から中正が重んぜられている。中正は有力者の推薦を経て司徒がこれを任ずるが、かれらは中央官の人事や地方僚屬の編成に献言し、管内官吏の起家より、その官吏の諡號の決定まで、身許保證人の役割を果し續けた。北魏の官品・中正制は一言でいえば貴族化の傾向を示すというべきであったが、その反面、後代の貴族制否定の動きに連る要素を含んでいたことも事實である。著者はその点について注意を促すことを忘れていない。文武散官の名稱が前後令の中に吸収されている點、地方都督府僚屬の中央派遣を反映して、その官品が令の中に記入された點、及び中正官に門地低き高官が進出し始めた點などがそれである。

次に封建制の發達としては官品表の中に爵が列せられた點、封爵による起家制を擧げることができた。爵の制度は主として北族の優位を保證するためのものであるが、一面、北朝貴族制の完成をさまざまの要因ともなった。貴族制が完成し切れなかつた他の要因としては、北魏王朝の秀孝制度重視（尤も貧士の進む孝廉が、門閥の進む秀才の下位に立つ弊は多分にあつたが）・御史射策の如き特定官吏採用試験の創始・官吏の考課勵行・貴族の官位求奔忌避に鑑みて人材登用の方法として官吏採用時に試験制度を利用し始めたことなどがあげられる。

さて北魏官制の貴族化の結果、高位の官は王室・北方貴族の獨占到歸し、中下の官は漢人の進出するところとなつたが、ここに北族寒人の不満が集積し始めた。特に代都から洛陽に移つた代遷人は漢人と任官權をめぐってはげしい争いを引起し、これは吏部尚書崔亮の案出した停年格なる登用法―長く待った者から登用する法―の採用によつて辛うじて解決したものの、次には北邊に置去りにされて

官界進出の機を失つた北族並に漢人の府戸の不満が爆發して、北魏は分裂し、やがてその分裂の中から北齊・北周が起つた。

北齊・北周はあらゆる意味で對立した性格をもっているが、まず北齊は貴族制を推進させたといつてよい。官品制度も北魏のそれに近かつたが流外勳品は九品あつた。家格決定者としての中正の地位は重く、中正の職は屢々爭奪の的となつた。家格決定の動きが下部まで滲透した結果、この時代に縣中正が出来たことは注目されてよい。郡縣の家格決定の具體例として、この時代に郡士望・縣族望・民望と稱せられる家があつた。

ところで著者は北齊時代にも反貴族主義的傾向が存したといふ。一つは秀孝制度の嚴格化であり、秀才試験がむづかしくなつたので、州刺史が責任問題の起るのをおそれて豫備試験を行うといふことが始まつたことである。二つは、中書門下二省における試験制度實施の事實である。共に隋唐科擧制の先驅をなすものに外ならないが、第三に著者はソグド商人の活動に伴なう東ローマとの絹貿易の發展に言及し、商人の蓄積の増大と商人の官界進出が著しくなつたことを擧げ、その面からの舊土地貴族の没落の必然性を説いている。

北齊とは對蹠的に北周では貴族主義の否定の傾向が強かつた。北周の反動主義と、あくまで貴族主義を貫こうとする漢人の對立とが最後に到達したのが周代六官制の採用であつた。そこには流内九命・流外九秩が制定されたが、上を九命・下を一命とする數え方は従来の官品制との絶縁を意味し、官の清濁の區別もそこにはもられていなかった。この時代には武將の官位占有が著しく、柱國・大將軍等軍閥の子弟の特權が漸く認められた。次の隋代政權はかゝる軍閥政權に外ならない。

隋はその官品制においては北齊の流内九品・流外勳品制を採用したが、官の清濁は認めなかった。この時代には武人の功勞を賞するための散官の設置が著しく、また北周の制を承けて散實官（戎秩という系列）というものが、恰も勳章の制度の如く設けられ、これが唐の勳官に連つた。このような隋朝の軍閥の性格を論ずることよりも大切なのは、この時代において、九品官人法に終止符を打つ所となつたところの地方制度の大改革である。著者は濱口博士の論文を援用しつゝ、この大問題を解説してゆく。隋の文帝は北周末、州二百餘、郡五百餘、縣千百餘であるという實情に鑑み、郡を廢して、州を以て縣を統べしめた。これは單なる冗官廢止というだけには止まらぬ。文帝は州縣上層の品官の地位にある僚屬を中央から派遣することを定める一方、舊來、州等長官が辟召していた僚屬に對して郷官の名を與え、前官待遇を認めてその轉出の途を講せしめたのち、開皇十五年にいたつて、その郷官を全廢した。

州郡僚屬の地位は六朝貴族の牙城であつた。この辟召制を奪つたことは貴族制を根底から搖がすものであつた。隋では新たに差遣した地方長官並に參佐僚屬の任期を限定し、考課を嚴にして、地方勢力とのむすびつきを防いだのである。このことは二つの重大な結果をもたらした。一つは中央差遣の異郷人たる吏と、僅かに地方の選任に委ねられた本地人たる下級僚屬との身分の差別を明白にし、品官と胥吏との別を判然とさせたことである。そして二つは、舊來の中正をして、その中央官僚の身許保證人たる資格並に地方屬僚編成の顧問格たる資格を消失せしめたことである。曹魏以來、三百六十餘年に亘る中正の命脈はかくして失われたのである。

地方僚屬の中央差遣は、秀孝制度の發達を促さずにはおかなかつ

た。何となれば中央は多くの官吏豫備員を用意せねばならなくなつたからである。舊來の州秀才・郡孝廉の名稱は一律に州貢の名に切換えられ、秀才・明終・進士の科目も成立して來る。著者はこれら課科目の成立時期を綿密に考證して、その時期を開皇中に求めて然るべきことを認め、その意味から科擧が隋代に始まるという通説は妥當であることを論じている。

第三編、餘論―再び漢より唐へ―。この篇は(一)官僚制と貴族制(二)貴族と豪族(三)士人と胥吏(四)南朝と北朝(五)中正と科擧の五章に分たれる。著者が本論に詳述したところを問題史的に整理し、また本論に觸れえなかつたところが補足的に叙述したものである。すなわち著者は(一)においては貴族制が君主權に抑制された結果、三國―唐の社會が封建制度まで移行しなかつた反面、君主權もまた貴族制の壓力によつて、その權力を制約されていたとし、その立場から九品官人法の沿革を再整理し、隋唐官僚制は自ら發展し、貴族制の長所をその中に取入れたとき、初めて舊貴族制を打倒しえたと説いている。(二)においては、後漢以來の豪族と政權のむすびつきより説き起して、郡の右姓の成立に及び、ある地方の名家を四つ教える風習から、北魏の四姓の成立する過程をのべている。そして同じ貴族の中にも北魏の四海大姓の如きは豪族的性格が薄く、權力に寄生する形が著しいが、吳中の貴族の如きは豪族的性格が強く、また北朝貴族は王朝の壓力によつて完全な貴族化をなしとげえなかつたのとべて、六朝貴族の種々相を紹介している。(三)においては「士」というものの變遷を論ずる。先秦時代の士は支配者階級の官人としての出發點たる郎と、漢代になると士の中には特權階級の官人としての出發點たる郎と、庶民階級の官人としての終點たる令史の兩者を含むようになった。

士は大夫の下位に在るものとして、刑を宥てる対象となつたが、六朝に入って門地二品の家が成立すると、六品の下の線をはさんで、その上を士族・士類というようになった。尤もこの線の下にも士に準ずる寒士があるが、要するにこの線をはさんで士庶の別が明確になつた。この後、品官は士人としての特權を享受し、實刑も受けぬようになった。この間にあつて、漢代の郎は大夫並に刑及ばざる身分に昇格したが、令史の方は士から陥落して黜位となる。そして令史以下の呼稱として胥吏の名が出てきたというのが著者の考えである。品官と流外の區別、士と胥吏の區別の成立についてのこの論は、まさに著者會心の論たるの觀がある。(四)においては本論中に書漏した南北對立の問題を、南北人相互の稱呼・文學・政治等の面から説いている。最後に(五)においては再び中正制度より科擧制度への移行を論じているが、著者は、同じ秀孝制度が漢代においては選舉門閥化の前奏曲であり、唐代においてはその葬喪曲をなした所以を明快に説いている。

以上、著者の原意を誤まり傳へることなきやを懼れ乍らも、一應、本書の大筋にふれた心算である。科擧の制度が千餘年に亘つて行われた結果、中國の社會・文化に大きな影響のあつたことは周知の事實であるが、科擧の制度の來源は深くまた遠い。宮崎博士が前者「科擧」を追うて本書を刊行し、科擧制度の全貌を私共に示して下さつたことは何よりの喜びである。しかし、本書は單なる選舉制度史に止まるものではない。選舉という面を手がかりとして見たすぐれた「中國官制發達史」であることは、私の拙い紹介によつても明らかとてあろう。

本書には幾多獨創的な見解が示されているが、中でも著者が郷品

と官品とに關連ありと斷ぜざるが如き、清濁官の別の發生を指摘せるが如き、寒士・寒人を法制上の呼稱と説けるが如き、北魏太和前後の比較を通じて貴族制の進展を確認せるが如き、その着想の卓拔さはあたかもピタゴラスの定理における一本の補助線の發見にも比すべきものがあるといいたい。しかしながら、この着想も決して偶然的の産物ではない。六朝の正史の中に深く沈潜して、一人一人の起家・昇進の具體例をあとづけた者にして初めて到達しうべき着想なのである。前々から、こうした基礎的な作業の必要を痛感しながら、その大儀さに恐れをなしてそれを怠つていた私などは、この學界の大先達の不撓の精進の前にただ恥入るばかりである。

制度に關する記述が多いにも拘らず、本書は決して砂をかむような文章ではない、それはもちろん著者の視野が制度の背景をなす政治・社會・文化の諸般に亘つているからであるが、技術的にも深い配慮がなされていることを忘れてはならぬ。たとえば本書には原文史料のすぐあとにその譯文が添えられている。ところがその譯文たるや、單なる書き流しではない。難解の語句はこれを解説し、官名の略稱・通稱はできるだけ正しい名稱に還元し、また適當な字句を補つて讀者の理解に資してある。私はその譯文に補われている短い字句の中に、著者の深い洞察力を見て驚くこと一再でなかつた。

本書には四十二の圖表が挿入されているが、いづれも簡明適切なもので、特に二五・二七七・三四三頁等の官僚ピラミッド構造圖の如き、「快刀、亂麻を斷つ」とはまさにこの著者のために存する語かとさえ思わせられた。しかも著者は印刷の困難から、なお附表廿五種を割愛したそうである。従來、私どもは歴代官名や命品については、僅かに那珂博士の支那通史の附表等によつて渴を癒していた

のであるが、もし附表の中に、そのようなものが含まれているならば、今後は非それを發表していただきたいと思う。

六朝史には多くの難解の語彙がある。灼然・起家・職人・四姓・等々、我々は絶えずこうした言葉に苦しめられて来た。本書には随所にそうした語彙の解説がある。この一語一語について、博士がどれほど苦心をされたか、想像に餘るものがある。本書巻末の制度史用語索引は、今後、六朝史を讀む人にとっての最良の手引をなすであらう。

本書の通讀と紹介のために私に與えられた時間は僅かだったので、一々原典に當って意見をのべることはできないのは残念であるが、思いつき程度のことを言えは、たとえば、九品官人法の起源など、地方における人口移動がはげしく、地方官が最良の人材を推擧しがたくなつたというようなことも考える餘地はあるまいか。また宋の勲品を説くに當つて、この勲品の名が何に由來するのからということなども詳説してほしかったと思う。また北魏の氏族詳定に關して、著者は柳芳の論に「郡姓者、以中國土人、差第閥閱、爲之制……膏梁：華腹；甲姓；乙姓；丙姓；丁姓；凡得入者、謂之四姓」とあるのを引いて、柳芳が甲乙丙丁の四階級を四姓と考えていたと言われるが、唐會要卷三六氏族の條を見ると、過江の僑姓・東南の吳姓・山東の郡姓・關中の郡姓・代北の虜姓の夫々につき名族數家を列擧したあとに「各於其地自尙其姓爲四姓」とあつて、四姓と甲乙丙丁等とは全く對應させられていない。この點、四姓の解釋にもなお檢討の餘地がありそうである。しかし「私がもち出した結論はそれを撞き崩すのはいと易いのである。併しそのあとに新しい別の體系を立てることは恐らく容易なことではないであらう」という著者

の自負の前にはこのような部分的な疑問の羅列は大した意味をもたないかも知れぬ。だが博士の全體系を批判し、あるいは別の體系を提出する力は、いまの私には全くないことを卒直に告白せねばならぬ。思うに博士の尊敬すべき體系は、一に郷品と起家官とを結ぶところから生れている。そしてこの着想のヒントとなつたのは、洪飴孫の「三國職官表」であつたという。博士はそのことをはしがきの中に述べて、「史料の整理と史實の考證は結局誰かがやらなければならぬものである」と言われた。私はいま、この書に對する本當の批判ができるようになるまで、洪氏や宮崎博士の辿られた道を謙虛に追つてゆくことを心に期するのみである。

(せつ)かくの名著に誤植のやゝ多いのは惜しまれる。一一四頁表の魏志卷廿一は廿二に、一一五頁表13の魏書は晉書に、一一八表9の郤楷・郤鑾は共に郗姓に、二〇八頁表の郤曇晉書卷六八は郗曇晉書卷六七に、四五七頁表1の裴延儒は裴延儒に、四五八頁表3の李興業は李業興に、五〇〇頁表柱國大將軍は柱國大將軍に改むべきであらう。また一七〇頁八行晉書卷卅八は卅七に、三二三頁七行の流内七班は流外七班に作るべきかと思う。その他の細かい誤植と共に、再版の際の訂正を希望する。)

一九五六・九・八(守屋美都雄)

李 贇——十六世紀中國反封建思想的先驅者

朱 謙 之 著

一九五六年一月 湖北人民出版社
B6版 九〇頁 二角八分

本書は最近中國に續出する歴史人物紹介の小冊子の一であつて、